

(新旧対照条文一覧)

○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（抄）	1
○国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）	7
○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）	8
○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）	9
○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（抄）	10
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（抄）	12
○高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）（抄）	13
○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）（抄）	14
○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）（抄）	15
○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）（抄）	16
○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）（抄）	17
○雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）（抄）	18
○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）	19
○国の利害に係るのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）（抄）	22
○独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（抄）	23
○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）（抄）	24
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）（抄）	25
○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）（抄）	26
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）	27
○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）	29
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（抄）	30
○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）	31

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（評価委員の任命等）</p> <p>第四十七条 法第九十五条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者のうちからそれぞれ一人を内閣総理大臣が任命するものとする。</p> <p>一 復興庁の職員</p> <p>二 財務省の職員</p> <p>三 福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の役員</p> <p>四 機構に出資した福島の地方公共団体の長が推薦した者（機構に出資した福島の地方公共団体が二以上ある場合にあつては、当該二以上の福島の地方公共団体の長が共同して推薦した者）</p> <p>五 学識経験のある者</p> <p>2 機構が成立するまでの間における前項の規定の適用については、同項第三号中「役員」とあるのは「設立委員」と、同項第四号中「出資した」とあるのは「出資する」とする。</p> <p>3 法第九十五条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。</p> <p>4 法第九十五条第五項の規定による評価に関する庶務は、復興庁に置かれる統括官において処理する。</p> <p style="text-align: center;">（機構が承継する国の権利義務）</p> <p>第四十八条 法第九十九条の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。</p> <p>一 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

産業大臣又は環境大臣の所管に属する物品のうち、それぞれ内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣が指定するものに関する権利及び義務

二 法第一百十条第一項各号に掲げる業務に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣が指定するもの

(役員の欠格条項の対象とならない公務員の範囲)

第四十九条 法第一百四条の政令で定める教育公務員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者(当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。)とする。

2 法第一百四条の政令で定める研究公務員は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第八項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であつて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受けるものうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。

(機構による出資並びに人的及び技術的援助の対象となる者が実施する事業の範囲)

第五十条 法第一百十条第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 機構における新産業創出等研究開発の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業

(新設)

(新設)

二 機構における新産業創出等研究開発の成果の提供を受けて当該成果を
実用化するために必要な研究開発を行う事業であつて、当該成果を
実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から
委託を受けて行うもの

三 機構が機構における新産業創出等研究開発の成果を普及し又は実用
化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託
を受けて当該成果を実用化するために必要な研究開発を行い又は当該
成果を普及し若しくは実用化することについての企画及びあつせんを
行う事業

四 機構における新産業創出等研究開発の成果の民間事業者への移転を
行う事業

五 機構における新産業創出等研究開発の成果を実用化するために必要
な研究開発その他の事業を実施する者に対し、当該者の行う事業活動
に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、機
構における新産業創出等研究開発又はその成果の普及若しくは活用の
促進に資するもの

(積立金の処分に係る承認申請の手続)

第五十一条 機構は、法第百二十一条第一項の規定による承認を受けよう
とするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該承認に係る
次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月二十日までに内閣総理大臣
に提出しなければならない。

一 法第百二十一条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする研究開発等業務の内容

2 前項の承認申請書には、法第百二十一条第一項に規定する最後の事業
年度（以下「期間最終事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表

(新設)

、当該期間最終事業年度の損益計算書その他の復興庁令で定める書類を添付しなければならない。

(政府及び関係地方公共団体に納付すべき納付金の額)

第五十二条 機構が法第二百二十一条第二項の規定により政府及び関係地方公共団体（法第九十五条第一項又は第三項の規定により機構に出資した福島の地方公共団体をいう。以下この条及び第五十四条において同じ。）にそれぞれ納付すべき納付金の額は、法第二百二十一条第二項に規定する残余の額を当該残余の額が生じた中期目標の期間の開始の日における政府及び関係地方公共団体からの出資額（同日後当該中期目標の期間中に政府又は関係地方公共団体から機構に出資があったときは、当該出資があった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）で按分した額とする。

(国庫納付金の納付の手続等)

第五十三条 機構は、法第二百二十一条第二項及び前条の規定により政府に納付すべき納付金（以下この条において「国庫納付金」という。）の額があるときは、当該国庫納付金の計算書に、当該期間最終事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最終事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最終事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第五十一条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 内閣総理大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があ

(新設)

(新設)

つたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

3 国庫納付金は、期間最終事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

4 国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

(地方納付金の納付の手続等)

第五十四条 機構は、法第二百一十一条第二項の規定及び第五十二条の規定により関係地方公共団体に納付すべき納付金(以下この条において「地方納付金」という。)の額があるときは、当該地方納付金の計算書に、当該期間最終事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最終事業年度の損益計算書その他の当該地方納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最終事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを関係地方公共団体に提出しなければならない。

2 地方納付金は、期間最終事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(不要財産に係る国庫納付等)

第五十五条 法第二百二十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第四十六条の二第五項に規定する事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)第三章の規定を準用する。この場合において、同章中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同令第四十条、第六条第一項、第二項及び第四項、第八条、第九条第一項並びに第十條第一項及び第二項中「通則法」とあるのは「福島復興再生特別措置法第二百二十五条において準用する通則法」と、同令第五条第一項中「中

(新設)

(新設)

期目標管理法（通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法をいう。以下同じ。）の中期計画（通則法第四十四条第三項に規定する中期計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十条第三項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）の中長期計画（通則法第四十四条第三項に規定する中長期計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十五条の第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人（通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）の事業計画（通則法第四十五条第一項に規定する事業計画をいう。第七条第一項において同じ。）において通則法第三十条の十第三項第五号」とあり、及び同令第七条第一項中「中期目標管理法の中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において通則法第三十五条の第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において通則法第三十五条の十第三項第五号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第二百二十条第三項に規定する中期計画において同法第百十三条第二項第五号」と読み替えるものとする。

第五十六条（略）

第四十七条（略）

改 正 案	現 行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百九十一 （略）</p> <p>百九十二 福島国際研究教育機構</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百三十七 （略）</p> <p>百三十八 福島国際研究教育機構</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百九十一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百三十七 （略）</p> <p>（新設）</p>

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第十（第六十条の二関係） 一〇八十七（略） 八十八 福島国際研究教育機構	別表第十（第六十条の二関係） 一〇八十七（略） （新設）

改 正 案	現 行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百三十九（略）</p> <p>百四十 福島国際研究教育機構</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百二十三（略）</p> <p>百二十四 福島国際研究教育機構</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百三十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百二十三（略）</p> <p>（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>（資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者）</p> <p>第十条 特許法第九条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 申請日において、次のいずれかに該当する者（次号から第六号までに掲げる者に該当する者を除く。）</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ホにおいて同じ。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。ホにおいて同じ。）であつて、別表に掲げるもの</p> <p>ホ 別表に掲げる独立行政法人又は特殊法人における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人又は当該特殊法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者</p> <p>へ・ト （略）</p>	<p>（資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して定める者）</p> <p>第十条 特許法第九条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 申請日において、次のいずれかに該当する者（次号から第六号までに掲げる者に該当する者を除く。）</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ホにおいて同じ。）であつて、別表に掲げるもの</p> <p>ホ 別表に掲げる独立行政法人における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者</p> <p>へ・ト （略）</p>

四〽六 (略)

別表 (第十条関係)

一 (略)

二 福島国際研究教育機構

三〽四十五 (略)

四〽六 (略)

別表 (第十条関係)

一 (略)

(新設)

二〽四十四 (略)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第十条の二関係）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 沖繩科学技術大学院大学学園、日本年金機構及び福島国際研究教育機構</p> <p>八〇十（略）</p>	<p>別表第二（第十条の二関係）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 沖繩科学技術大学院大学学園及び日本年金機構</p> <p>八〇十（略）</p>

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 沖繩科学技術大学院大学学園、<u>日本年金機構及び福島国際研究教育機構</u></p> <p>八 一十（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 沖繩科学技術大学院大学学園及び日本年金機構</p> <p>八 一十（略）</p>

○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 日本中央競馬会、日本年金機構及び福島国際研究教育機構</p>	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 日本中央競馬会及び日本年金機構</p>

○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 日本中央競馬会、日本年金機構及び福島国際研究教育機構</p>	<p>国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 日本中央競馬会及び日本年金機構</p>

○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 日本中央競馬会、<u>日本年金機構及び福島国際研究教育機構</u></p>	<p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 日本中央競馬会及び<u>日本年金機構</u></p>

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（法第二条第五項の政令で定める法人） 第二条 法第二条第五項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一～四 （略） 五 日本中央競馬会、<u>日本年金機構及び福島国際研究教育機構</u></p>	<p>（法第二条第五項の政令で定める法人） 第二条 法第二条第五項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一～四 （略） 五 日本中央競馬会及び<u>日本年金機構</u></p>

○雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 日本中央競馬会、<u>日本年金機構及び福島国際研究教育機構</u></p>	<p>雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 日本中央競馬会及び<u>日本年金機構</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百十 （略）</p> <p>百十一 福島国際研究教育機構</p> <p>第四十三条 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。</p> <p>2 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。</p> <p>一 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条の規定に基づく寒冷地手当</p> <p>二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第十七条第一項の規定に基づく国際平和協力手当</p> <p>3 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。</p> <p>4 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の</p>	<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第四十三条 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。</p> <p>2 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。</p> <p>一 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条の規定に基づく寒冷地手当</p> <p>二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第十七条第一項の規定に基づく国際平和協力手当</p> <p>3 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。</p> <p>4 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の</p>

下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく任期付研究員業績手当及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当とする。

5 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第七十条の二第二項の項の下欄に掲げる出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものは、国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業に係る子の出生の日以後における人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二條第一項第六号又は第七号に掲げる場合における休暇とする。

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第七十条の三第一項の項の下欄に掲げる介護休暇に準ずる休暇として政令で定めるものは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第二十条第一項に規定する介護休暇に相当する休業として警察共済組合の運営規則で定めるものとする。

7 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〇百六（略）

百七 福島国際研究教育機構

8 特定公庫等役員（法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた法第四百十条第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この項において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き

下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく任期付研究員業績手当及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当とする。

5 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第七十条の二第二項の項の下欄に掲げる出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものは、国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業に係る子の出生の日以後における人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二條第一項第六号又は第七号に掲げる場合における休暇とする。

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第七十条の三第一項の項の下欄に掲げる介護休暇に準ずる休暇として政令で定めるものは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第二十条第一項に規定する介護休暇に相当する休業として警察共済組合の運営規則で定めるものとする。

7 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〇百六（略）

（新設）

8 特定公庫等役員（法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた法第四百十条第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この項において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き

続いて職員である長期組合員となつた後退職し、引き続き再び元の特定公庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が法第四百四十条第一項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

9 国の職員に係る法第四百四十二条第二項の表第四百十条第三項の項の下欄に掲げる政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）
- 二 継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）

続いて職員である長期組合員となつた後退職し、引き続き再び元の特定公庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が法第四百四十条第一項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

9 国の職員に係る法第四百四十二条第二項の表第四百十条第三項の項の下欄に掲げる政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）
- 二 継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）

○国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開發金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保險、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保險組合、健康保險組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保險組合、国民健康保險団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運轉センター、社会保險診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国健康保險協会、全国市町村職員共済組合連合会、地方競馬全国協会、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本年金機構、農業共済組合、農業共済組合連合会及び福島国際研究教育機構とする。</p>	<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開發金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保險、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保險組合、健康保險組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保險組合、国民健康保險団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運轉センター、社会保險診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国健康保險協会、全国市町村職員共済組合連合会、地方競馬全国協会、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本年金機構、農業共済組合及び農業共済組合連合会とする。</p>

○独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表（第一条、第二条、第六条関係）							
名称 （略）	根拠法 （略）	登記事項 （略）	名称 （略）	根拠法 （略）	登記事項 （略）	名称 （略）	根拠法 （略）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	資本金	農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	資本金	農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）	資本金	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（国等の定義） 第二条 法第二条第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。 一～五 （略） 六 日本中央競馬会、日本年金機構及び福島国際研究教育機構</p>	<p>（国等の定義） 第二条 法第二条第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。 一～五 （略） 六 日本年金機構及び日本中央競馬会</p>

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（法第二十四条第一項の政令で定める法人） 第二条 法第二十四条第一項の政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一～四 （略） 五 日本中央競馬会、日本年金機構及び福島国際研究教育機構</p>	<p>（法第二十四条第一項の政令で定める法人） 第二条 法第二十四条第一項の政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一～四 （略） 五 日本年金機構及び日本中央競馬会</p>

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇百十（略）</p> <p>百十一 福島国際研究教育機構</p>	<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇百十（略）</p> <p>（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第三条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第三条第二号への政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日</p>	<p>（法第三条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第三条第二号への政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日</p>

本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、福島国際研究教育機構、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

改 正 案	現 行
<p>（公的統計の作成主体となるべき法人）</p> <p>第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、<u>福島国際研究教育機構</u>、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>	<p>（公的統計の作成主体となるべき法人）</p> <p>第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第五号口の政令で定める法人）</p> <p>第二条 法第二条第五号口の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>	<p>（法第二条第五号口の政令で定める法人）</p> <p>第二条 法第二条第五号口の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（退職手当通算法人）</p> <p>第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほ か、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 八十九 （略）</p> <p>九十 福島国際研究教育機構</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人）</p> <p>第三十条 法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に 掲げるものをいう。</p> <p>一 三十一 （略）</p> <p>三十二 福島国際研究教育機構</p>	<p>（退職手当通算法人）</p> <p>第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほ か、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 八十九 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人）</p> <p>第三十条 法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に 掲げるものをいう。</p> <p>一 三十一 （略）</p> <p>（新設）</p>

○行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人） 第十六条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。 一 三十一 （略） 三十二 福島国際研究教育機構</p>	<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人） 第十六条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。 一 三十一 （略） （新設）</p>

改 正 案		現 行	
別表（第三十一条関係）			
名称 （略）	名称 （略）	名称 （略）	名称 （略）
農水産業協同組合貯金保険 機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）	農水産業協同組合貯金保険 機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）
（略）	（略）	（略）	（略）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四 年法律第二十五号）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
根拠法	根拠法	根拠法	根拠法